

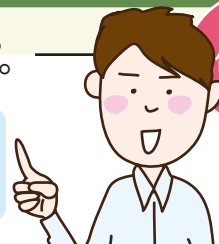
マイナンバーカードの保険証利用で より良い医療を!

マイナンバーカードの保険証利用が便利です。

便利です!



マイナンバーカードの保険証利用について、
詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。



保険証として
ずっと使える

自身の健診結果や
お薬の情報が
閲覧できる

限度額適用認定証が
なくても、限度額を
超える支払いが免除

確定申告の
医療費控除が
より簡単に

さらに

医療機関等の受付で同意をすれば

特定健診情報や薬剤情報を医師等と共有することができます!

自分が使った薬や
過去の健診の結果を
データによって
正確に医師等に
伝えることができる

別の医療機関や
他の診療科で処方された
薬剤の網羅的な情報を
医師等に
伝えることができる

閲覧した医師等により、
より多くの正確な情報に基づいた
総合的な診断や重複する投薬を回避し
適切な処方
を受けることができる



マイナンバーカードの保険証利用でより良い医療に繋がります!



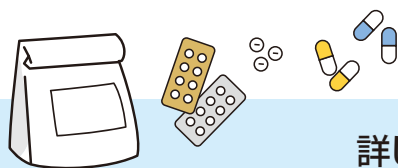
利用可能な医療機関等は順次拡大中です。
利用できる医療機関等はこちらからご確認ください。



お薬の新しい受け取り方 はじまりました

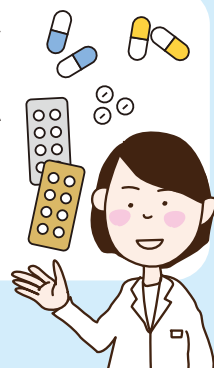
～国の制度として、令和4年4月から「リフィル処方せん」が導入されました～

医療機関で処方せんを毎回もらわず、
**同じ処方せんを薬局で最大3回まで
繰り返し使用できる**仕組みです。



例えば、長いあいだ同じ薬を飲んで
いるなど病状が安定し、通院を
しばらく控えても大丈夫と**医師が
判断した場合**が対象です。

※投薬量に限度のある医薬品や湿布薬は
リフィル処方せんにできません。



詳しくは、医師にお聞きください。

